

平成29年度第4回原町区地域協議会 会議録

<地域協議会の日時・場所>

- | | | |
|---|----|----------------|
| 1 | 日時 | 平成29年10月27日(金) |
| | 開始 | 13時30分 |
| | 終了 | 15時35分 |
| 2 | 場所 | 本庁舎4階 議員控室 |

【 会 議 録 】

1 開会

■事務局

ただいまより平成29年度第4回原町区地域協議会を開会いたします。委員15名のうち、森岡委員からは遅れて参加との連絡がありまして、現在、出席委員10名で、半数を越えていることから、本会議は成立していることをご報告いたします。

【出席委員名】 11名

鈴木 進一、門馬 エイ子、高田 光吉、五十嵐 章、渋谷 克之、
廣瀬 要人、森岡 和人、小林 正人、山城 雅昭、島村 哲哉、
高倉 紀子

【欠席委員名】 4名

濱田 賢次、山本 昭彦、長岡 貴志、鈴木 清重

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 会議録署名人の指名

■会長

署名委員の指名ですが、名簿順により小林委員、山城委員にお願いします。

(2) 書記の指名

■会長

続いて書記の指名ですが、米田主事にお願いします。

(3) 諮問事項

有害鳥獣焼却施設整備について

■会長

それでは諮問事項に入ります。

■部長

諮問書を読み上げ

■会長

それでは、ただいまの諮問の件について担当課から説明をお願いします。

■生活環境課

(生活環境課より説明)

■会長

今の説明に対して質問はございますか。

■山城委員

県はどのような意見なのか。それと、実際この運営が始まって作業を行う作業員の病原菌等の対策はどうなっているのか。また、運営費が毎年2,000万かかるということですけど、これは可能なのか。例えば、他市町村のものも受け入れる予定はあるのか。工事金額が書いてございますけど、増額になる懸念はあるのか。また、生き物を扱うので、お社等を設置する必要があるのか。以上をお聞きします。

■生活環境課長

国や県への働きかけをしていましたが、国はあくまでも有害鳥獣は一般廃棄物という扱いのために、国のほうでは処分ができないということでした。市長をはじめ要望をしてきましたが、どうしても聞き入れて頂けないという

結果でした。広域でという話もございましたが、やはり放射線の関係で、他市町村で受け入れに抵抗があるということで、これ以上待つてられない状況で、市が独自に焼却施設を建設するという結論に至ったものでございます。他市町村からの受け入れでございますが、現在相馬にも同一の施設でございますが、新地のみを受け入れている状況です。私どものほうも南相馬市でのみ捕獲されたものについて受け入れる方向で進めてございます。

■衛生施設係長

作業員の健康管理でございますけども、放射性物質があることからそれらの被曝状況については間違いなくやってまいりたいと考えておりますけども、病原菌等については、他の市町村の手法を参考に聞き取りながら万全を期してやってきたいと考えてございます。また工事費の増額については、現在、想定されるものはすべて計上していますので、基本的には、増額がないものと考えております。以上です。

■生活環境課長

最後のお社の件については、検討してまいりたいと思います。

■渋佐委員

現在は2,435頭のイノシシが埋設されているというお話ですが、これについては埋設したままなのでしょうか。それとも、新しい焼却施設ができれば、焼却に回すのでしょうか。

■生活環境課長

現在埋設されているイノシシ等につきましては、これは原発が由来するものでございますので、これは国の方に責任を持って処分してもらうということで、環境省と今協議を重ねてございます。国では、間違いなく埋設されているものは処分するというお答えを受けています。

■五十嵐委員

震災から完成するまで8年かかっていますね。ちょっと時間がかかりすぎているのではないのでしょうか。資料の4ページを見ると、この県の補助金や税金等でまかなわれているようですが、もっと早く建設できたのではないですか。もう一つは、これが完成する31年の3月まで約1年半かかるわけですね。現在捕獲されている頭数については埋設されてそのあと施設が完成後に掘り起こして焼却されるのでしょうか。さきほど、国の方で処

理予定であるとの報告があった埋設済の頭数については、国が何かするまでそのままの状態での放置されるのでしょうか。そして、焼却灰は、当然放射線を含んでいるわけですから、この施設内に一時保管の後、いつまで保管するのでしょうか。捕獲頭数も目標が書いてありますけども、やはり年間1,500頭等くらいとなると、この施設でまかなわれるものなののでしょうか。

■生活環境課長

完成がこの時期になった理由については、先ほどもお話したとおり、これについては国へ再三要望してきた経緯がありまして、交付金の4分の3の交付補助率であり、残りの4分の1については、最終的には交付金のほうを使うようになりますが、市の持ち出しになることは確かでございます。あとですね、埋設されているものについては、国の環境省に処分をしてもらうということで協議中でございます。確かに、これができる焼却施設ができるまでには後1年以上かかるわけですが、その間は埋設が続くことは確かでございます。

■衛生施設係長

焼却灰についてでございますが、焼却灰も年間で1,500頭焼却した場合、約2トン程度出る見込みでございます。この中で放射性物質が高いものも含め、相馬市の実績ですが、飛灰につきましては、年間30キロ程度出るものと想定されます。こちらにつきましては、国でということで説明申し上げましたが、指定廃棄物の指定を受けてから、富岡の中間処分場で運ぶわけでございますが、今週月曜日にも環境省による中間処分場の説明会がありまして、受け入れ準備が間もなく整うということですので、指定廃棄物になった際には、国に速やかに搬出するように求めてまいりたいと考えております。期間については明確にはお答えできかねます。

■会長

質問はもう一つありました。埋設されたイノシシは、この新しくできる施設で焼却するのか、それともしないのかという。

■生活環境課長

新しくできる焼却施設につきましては、捕獲されたもののみを焼却する予定でございます。したがって、埋設されているものについては焼却の予定はございません。

■ 廣瀬委員

放射能については、市民が潜在的な恐れがあるわけですが、それぞれ安全策等を講じられているようですが、この環境モニタリングは多分実施するだろうと思いますけども、その結果を市民に情報開示していただきたいのですが、その計画はあるのでしょうか。

■ 衛生施設係長

ホームページ等を利用して載せることが可能かと思いますので、現在、公表の予定はありませんでしたけども、公表する方向で進めてまいりたいと考えております。

■ 廣瀬委員

定点測定をそれぞれ市内やっておりますので、一つふやしてやれば、そんなに労力は要しないだろうというふうに思います。取り方の情報を開示するということが大事なので、ぜひこれは実施していただきたいというふうに思います。

■ 高田委員

今回の施設については、この文章によると公設民営を前提としてきています。環境調査委員会に市の職員が入ることになっているのですが、これは客観性を欠くのではないですか。

■ 生活環境課長

まず、公設民営ということですが、現状で直営という方向で考えております。また、環境調査委員会のメンバーについては、あくまでもまだ検討中ですが、ご指摘のとおり市の職員が入っておりますが、この内容でそぐわないようであれば、市の職員を説明員として参加参画するという形で考えております。現状で民間委託で決定しているわけではございません。

■ 高田委員

今の答弁だと明確ではない。私の意見を聞いてそぐわないのであれば、説明員として職員を配置しますというのは、そもそも中身がおかしいと思います。もう一つですが、直営の場合、市としては、これの終点についてはどう考えているのでしょうか。

■生活環境課長

市直営ということであれば、市の職員は、事務局という形で入ることになりますので、直営の場合は、説明委員のメンバーには入りません。仮に民間のほうに委託という場合についても、事務局という立場で参画するようになると思います。よって、資料については訂正をお願いいたします。あともう一つ、いつまで継続するのかということですが、これも、施設の耐用年数は15年以上はもつものでございます。この間、放射線に対する影響不安がいつの時点で払拭されるかということもございまして、そういった状況を見きわめながら、最終的に、いつまで継続するかを決めていくようになるかと思えます。

■高田委員

私もクリーンセンター関係の環境調査委員会のメンバーになって、震災以降ずっと継続して埋設問題についてやってきました。30年度までに約5,000頭の埋設になりますよね。国では一般廃棄物だから処理できないと回答があり、これまでも何年間も市のほうから国のほうに要請はしてきましたし、このやりとりを市政懇談会や環境調査委員会でも毎年やっています。埋設されるものについてもいち早く何とかしてほしい。

■生活環境課長

今ご指摘のあったとおり、市としては、この前の区政懇談会の中でもありましたが、市長はじめ、国へ強く要望しておりますし、環境省のほうと協議を進めていますので、早い段階での処分を行ってもらう所存です。

■会長

高田委員としては、過去に埋設されたもの、それから、新しい施設が完成するまでに埋設されるであろうものについては責任を持って国のほうに要望してもらいたい。市としても強力に推し進めてもらいたい。この件について総務部長としてお答えいただきたいとのことでしたが、部長いかがでしょうか。

■総務部長

所管の事務ではございませんけれども、これまでも、震災以後、イノシシの駆除をせざるを得なくなっていて、なおかつそれが、震災前のように食肉としても加工できない環境で、やむにやまれず、地元の皆様のご理解をいただきつつも、埋設をしていかざるを得なかったというのが実態でありま

す。やはりこのような事態に至ったのは、国や東電が原発事故の責任をしっかりと果たしていないということもあります。埋設せざるを得なかったイノシシ、豚や牛等が数千頭の単位で埋設してあります。国に対して、これらの処分については、しっかり責任をもって対応していただくように、この問題が発生してから要望してまいりました。ただ、先ほど担当課の方からもお話がありましたように、国の方では20キロ圏外の一般廃棄物等の扱いになるものについては、市町村が処理すべきという姿勢を全く崩してこなかったという経緯がありました。これによって、今回、市として自らこのような施設をつくるような形になったということでもあります。なお、高松地区を初め塩崎の方には大変お世話になっておりますが、そういった方々のご心配等をできるだけ早く取り除くためには、国のほうにさらに要望いたしまして、適切な処理ということによって実現できるように努力してまいりたいと思います。

■島村委員

まず、資料1の最初の1ページであります、イノシシの捕獲状況は、捕獲されたものすべてが埋設されたわけではないということになるのかと思うのですが、どうなのでしょう。次に、焼却した後の灰ですが、これも、放射線の濃度によっていろいろばらつきがあると思うのですが、それを例えば、除染から出た土のようにこの濃度によって処理の方法は変わってくるのかどうかということについて教えていただければと思います

■衛生施設係長

埋設頭数と捕獲頭数の解離でございますけども、まず、20キロ圏内で捕獲されたイノシシにつきましては、小高区内の市の敷地に埋めております。また、猟友会等で山で捕獲したものをすべてクリーンセンターに持つてくるということにはなっておりませんので、捕獲した山等で埋設していることもございますので、捕獲してクリーンセンターに運ばれたものの頭数のみが埋設されたということになってございます。また、焼却灰の放射線濃度による処分の方法でございますけども、8,000ベクレル以上のものは、指定廃棄物として指定し、国に申請し、指定されれば、国が責任をもって処分する。それ以下のものにつきましては、一般廃棄物として、適正に処分していきたいと考えております。

■会長

では、この件につきましては、以上で質疑のほう終わりにしたいと思いま

す。この件につきまして、地域協議会の意見をまとめたいと思いますが、委員のほうから、何か意見をつけてほしいという方はいらっしゃいますか。

■廣瀬委員

ここで出された質問や要望は、どのように反映されるのでしょうか。満場一致で答申しましたとなりましても、今までの時間は何だったのかということになりますので、そのシステムをちょっと説明して下さい。

■総務課長

今までご審議いただきました中身につきましては、会議録をつくります。会議録署名人の方からご署名を頂く正式な会議録となりますので、今までいろんなご意見を頂き、市ではこのように行いますというような回答をさせて頂いている会議録になりますので、その中で担保されていくというものと考えております。会議録につきましては、市議会のほうでも会議録というようなものがございますが、当然それは一般に公開されるものでございます。この地域協議会の会議録につきましても、公開という形になりますので、すべて今までの発言内容、市の考え方につきましては公表されるものでございますから、その中で担保していくというものでございます。

■会長

皆さんの意見をまとめますと、この施設をつくるということについては賛成するが、ただ既に埋設された、それからこれから30年まで埋設されるであろう5,000頭については、そちらのほうの責任も持ってきちっと処理していただきたいということを諮問の中の付帯事項として入れたいということによろしいですか。各委員の方、特に反対意見もないようですので、そのような内容での答申ということにさせていただきたいと思います。事務局、よろしいですか。

■総務課長

今、ご意見いただいた中身について答申書のほうを作成しまして、皆さんの確認の上で判断していただきたいと思います。

■洪佐委員

もう一つ、つけ加えるとすればですね、努力するということが国へ要望するというだけでいいのかどうかということだと思っただけですね。今までの経緯を見ると、なかなか聞いてもらえないのではないかと懸念が

非常に高いので、その場合には市が責任を持って、処分するというような姿勢を示していただきたいなと思います。

■会長

本来は、この施設をつくるかどうかということが基本ですので、その件については、これで了解しましたということなのですが、ちょっと本題から離れますけども、既に埋設されたイノシシについての要望がそういう形であるというふうに理解していただければと思います。この件については以上で終わります。それでは担当課、ご苦労様でした。

(4) 報告事項

■会長

答申の文案ができるまでちょっと時間がかかりますので、報告事項のほうを先に進めさせていただきます。まず、南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について担当課から説明をお願いします。

■総合病院事務課

(説明)

■会長

今の質問について何か質問はございますか。

■山城委員

ここまで決まるのに小高に現在住まわれている方々のご意見が含まれていると思います。内科等の診療科目はいいですけど、それ以外の科目については総合病院へ来なきゃいけないというような問題がある中で、移動手段の問題についてはどうですか。

■総合病院事務課長

今公共交通ということで、ジャンボタクシーが運用されているところでございます。ただ、使いづらい部分等の意見がありますので、今後、その運用方法、運用時間等につきましては、担当課と協議していきたいと考えています。診療科につきましても、とりあえず今、内科及び外科でございますけども、今回パブリックコメント手続で意見や提案を受けまして、その意見の内容によって、今後、総合病院で診療科については検討していきたいと考えます。

■五十嵐委員

一般の企業ですと建物については減価償却ということで、毎年償却しますが、結局、減損会計ですね。使用できない建物ですので、一括償却しなきゃなんないというのが普通の一般企業だと思うんですが、ただ一般企業では東電での被害ですね、放射能による被害につきましては、東電のほうに損害賠償請求してるかと思う。こういうふうな病院のことも東電のほうには損害賠償請求されるのでしょうか。

■小高病院事務課総務係長

東電の賠償を小高病院としては当然しております、ちょっと内訳をざっとでしか申し上げられないのですが、まず建物の財物賠償で昨年度請求しましたところ、9億円ほど入っています。そのほか営業損失分も入ってきておりますし、平成23年度から平成29年度分まで既に入金済みでございます。あとさらには、不足する分についてADRにかけた部分もございまして過去3年分がもう既に入金済です。

■洪佐委員

表現の問題なんですが、特例救急病床が10床、特例リハビリテーション病床が50床というものがあって、これが一般病床278床に統合されるということで、何となくサービスの質が低下するんじゃないかと受け取られないとも限らないのでは。

■総合病院事務課総務係長

やはり表現の内容でございまして、先ほどご説明させていただいた内容で設置許可を受ける際に、補助金を頂戴していた部分がございます。その補助の部分で、特例一般病床の中で、特例救急病床10床、特例リハビリテーションとして認めていただいた部分が一般病床の中で50床、一般病床が230床の始まりではありました。しかし、今医療改正で2年に一度、診療報酬改定が行われている部分がございます、特例のくくりの定義がなくなってしまったことがあります。その部分は丁寧に説明をさせていただきながら、一般病床のくくりを皆さんにわかりやすく、今後ご理解いただけるように、資料のほうも整えていきたいと考えてございます。

■森岡委員

今の市立病院の現状として、今の病床が例えば不足して、入院患者が受け入れられない状況になっているとか、逆に今回小高病院の病床を動かすことによって、スタッフの効率が上がるとか採用の人数がふえる見込みがあるとか、そのようなメリットを需要と供給の部分で何か明確なビジョンとがあるのかどうかちょっとお尋ねしたいなと思いました。

■総合病院事務課長

現在 230 の病床がありまして、4 ページの図のとおり 2 月 1 日には、脳卒中センターが開院し、新たに 100 床を脳卒中センターで増設しますが、本院のほうから 100 床を吸収しているような状況でございます。また、11 月 1 日からセンターの 4 階第 6 病棟に地域包括病棟の運用開始予定でありまして、回復期における最大で 60 日ぐらいは入院できるようリハビリを強化するような病床にする計画をしております。人材については、看護師につきましては、今年度によろやく震災前の人数に戻ってきております。幸いなことに、来年度の採用についても、増床する分に対応する看護師につきましては確保できる見込みとなっております。

■会長

この件については以上で終わりにしたいと思いますがよろしいですか。報告事項については以上で終わりにさせていただきます。ご苦労さまでした。

諮問事項への答申

■会長

それでは、答申書案が出てきましたので、この件について、委員の方々のご意見を具体的な提案を含めてしていただければ、非常に助かります。よろしく申し上げます。「有害鳥獣焼却施設整備事業については妥当であると判断します。加えて、埋設イノシシについては早急に処理がなされるよう対応を図ることを意見として付します。」とのことでよろしいでしょうか。

■廣瀬委員

この付帯意見としてあるのは、2 時間ぐらいの話し合いの一部なんですよね。職員の健康管理の問題とか環境アセスメントの問題といろいろ

出ておりますので、それらをまとめたものを出してもらいたい。なかったことにしたくないので、何のための時間だったのかということになりますので、そのことも含めて検討をお願いしたい。

■会長

まず、ここでは諮問に対して答申なので、施設をつくることに対してはどうかという答申を出さなければなりません。それについては、皆さん、問題ないということでよろしいですね。施設をつくることと、埋設されたイノシシへの対応と全然関係ないとは言えないですけども、埋設されているものが適正に処理されないことには、この施設をつくること反対ですよってことではないですよ。一方で、先ほど話し合われた内容については、わかりやすく議事録において記録されるということですので、皆さんの意見としてきちんと記録されるということになります。

■洪佐委員

先日、会議録を閲覧したのですが、若干表現が、テープをそのまま文字にしているような感じがあるんですね。ですから、会議録の添付だけで終わらせるというのは、ちょっと違うのではないかなど。ですからここに書かれていたことをきちんと箇条書きにしてわかりやすく提示するということが大事なことはないかと私は思います。

■会長

そういう形で提出するということがよろしいですか。事務局のほうでしょうか。

■総務部長

皆さん今回多く発言されておりますが、皆様方で相談をさせていただいて、一通りまとめていただかないと、それをやはり私どもの方では、どの部分が重要で強調したいのかという判断は出来かねます。会長の方で一度この点について整理をお願いしたいと思います。

■会長

今の話については、部長のお話ごもっともだと思います。付帯する内容については、本日挙がった内容について我々の中で、選定していただかなければならないのですが、そういう作業をこれからやりますか。

■部長

この度の会議の中で出た意見等につきましては、これまでの地域協議会の委員提言といたしまして、馬事公苑の有効活用に関してなどあげて頂いたように、地域協議会の場に挙げていただけたら、担当課より市の考え方やこれからの進め方についてお答えできるかと思えます。今回の埋設問題ですが、私どもも非常に大きな問題と考えておりますので、改めて委員提言を出していただければ、埋設の詳細、また今後の方向性等について説明を申し上げまして、委員の方々からは貴重な意見を頂戴できればと考えています

■会長

今回の場合には、その施設の件についてのみ妥当であるというふう
に判断し、それ以外の付帯事項として盛り込みたいとする内容について
は、委員提言のような形で出してもらい、そこでまとめて、その件
について、担当課のほうで説明をしていただくという段取りで進めて
よろしいですか。

■洪佐委員

我々が選択をするのも大事だと思いますが、市の側がどう受けとめたのかということも、私としては知りたいところです。ですから、この意見の中で、やはり重要と思われるものを、我々に選択をゆだねるというよりは、やはり事務局が咀嚼をして、軽重をつけてもらい、このような意見に対して市としては、こういうふうに受けとめましたという結論があってもいいのではないかなと思うのですが。

■総務部長

基本的には、この地域協議会につきましては、市の職員がメンバーとはなっておりません。あくまでも委員の方々ですべて進めてお決めいただくというのが原則になっております。したがって、その会議の中で、発言の軽重についての判断については、事務局を預かる市がや
ってはいけないことだと考えております。議会の委員会等におきま
しても、私ども誠意をもってすべて答弁させていただいておりますが、
全て議会のほうでまとめをいたします。さまざまな方が質問した中
でも、この中で、結論と付帯意見についても議会としてはこうだとい
うことで、すべて調整していただいて、執行部に提出して頂いている経
過もございます。私も、皆さんの意見を聞いて、事務的に、鉛筆を動

かすことができますが、ただそれをもって、皆様の結論という形で承認をいただくという形は進め方として違うのかなと率直なところ考えます。

■会長

本日の答申については、付帯意見をのせずに事業については妥当だという答申といたします。付帯意見をのせない部分については、次回の協議会の時に、担当課よりご説明を頂くという形にしたいと思えます。この件については以上で終わります。答申については事務局側でそのように修正願います。

■委員

(異議なしの声)

■会長

異議なしということですので、答申を行います。

【答申書の読み上げ】

(5) その他

■会長

最後にその他に移ります。事務局あるいは委員から何かその他ありますでしょうか。

■山城委員

今日も新聞のトップにいじめの問題が出てましたが、例の委員会からの報告が聞こえないのですが、どうなっているのかをお聞きしたいと思います。いじめが抜本的になくなるのか真剣に考えたいと思います。それと、以前、門馬さんから出ました土砂崩れの部分についての経過についてお聞きします。

■事務局

土取り場の件に関して、農林整備課からその後の経過について報告がありましたので説明したいと思います。農林整備課で現場へ確認に行きまして、昭和運輸で管理しているものであったようですが、放置ではなく、現在進行中の現場でした。市から話をさ

せていただき、土の撤去の完了を確認したと農林整備課からは連絡をいただいております。なお今後も、自然災害時には、現場を見に行きながら、業者に指導しながら対応していきたいという回答を得ています。

■総務部長

いじめ問題にかかる委員会の件については、所管課ではないのでどこまで進んでいるかは判然といたしません、委員会は活動中でありまして報告は出されていないと思います。

4 その他

■会長

次に、4 その他に入ります。事務局のほうからございますか。

■事務局

(視察研修について説明)

5 閉会

■会長

以上で、その他なければ、本日の協議会を以上で終わりにさせていただきます。長時間ご苦労さまでした。以上をもちまして第4回原町区地域協議会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。